

No.124  
2018/9/11



# OPEN オープンユニオン 岐阜大学職員組合ニュース UNION



岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1  
Tel. 内線 9552 Fax 058-230-1118  
E-mail: kumiai@gifu-u.ac.jp  
HomePage: 岐阜大学職員組合 (検索)

## 職員住宅（宿舎）の規程が改正されました ～雇用期間が終了した任期付職員も 「損害賠償金軽減措置」の対象に～

職員組合中央執行委員会は、6月18日に元任期付教育職員が職員住宅（宿舎）の入居を継続することについての要求書を提出しておりました。

岐阜大学の職員住宅（宿舎）は、岐阜大学の常勤職員であることが入居する条件です。退職に伴って入居資格を失うわけですが、退去が困難な場合、明渡猶予申請をした上で最長6ヶ月継続して入居することができます。この期間を超えて入居し続けると、「損害賠償金」として宿舍料の3倍を請求されることとなります。一方、地元の学校に通っている子弟がいる、家族が病気であるなどの事情がある場合、「損害賠償金」が1.1倍に縮減される「損害賠償金軽減措置」という制度があります。組合からの要求は、この制度を、雇用期間を終了した元任期付職員にも適用してほしいというものでした。

ところが、この制度は法人化前の国家公務員時代からのものを踏襲しており、任期付の常勤職員の存在を想定しておらず、今回のケースには適用されないことが判明しました。そこで、現在の雇用状況や職員が置かれている環境を当局に説明し、対応を要求しました。

この要求書への回答が8月23日にありました。その内容は、「本学の宿舍貸与について、これまで国家公務員宿舍法等を準用することにより対応していた損害賠償金軽減措置に関し、基準を明確にした（国立大学法人岐阜大学宿舍事務取扱細則の一部改正、平成30年9月1日施行）。これに伴い、要求事項については、同基準により取扱う」というものでした。これにより、条件が整えば、任期付職員が雇用期間の満了により退職した後に、一定期間「損害賠償金軽減措置」を受けた上で、職員住宅（宿舎）に継続して入居できるようになりました。

今回の要求書をきっかけに、任期付職員の労働状況を（条件付きの些細なものかもしれませんが）向上できたのではないかと思います。

<回答書より>

別紙

◆「国立大学法人岐阜大学宿舎事務取扱細則」に関する主な改正点

(1) 損害賠償金の軽減措置が認められる条件を明記

以下の条件1～3をすべて満たすこと。

条件1：宿舎の貸与を受けた役職員であること。

条件2：次のいずれかに該当すること。

イ 国家公務員法の適用を受ける国家公務員となるために退職

ロ 他の国立大学法人、公庫、公団その他特別の法律により設立された法人に使用されるために退職

ハ 期間を定めて雇用された役職員（雇用期間終了後、民間企業等において常時使用される者を除く。）が期間満了のために退職

条件3：次のいずれかに該当すること。

イ 当該役職員の同居者が肢体不自由等心身に障害を有し、又は病気のため住居の移転が極めて困難であるとき

ロ 当該役職員の子弟（原則として、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校に在学中の子弟とする。）の教育上、直ちに住居の移転をすることが困難であるとき

(2) 損害賠償金の軽減率を明記

明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる使用料の額の1.1倍に相当する金額とする。

(3) 損害賠償金が軽減できる期間を明記

宿舎を明け渡さなければならない日（明渡しを猶予された場合にあっては、明け渡さなければならない日と定められた日）の翌日から起算して3年を超えないものとする。

## サマーパーティーを開催しました

毎年恒例のサマーパーティーを7月25日に実施しました。今年は、応用生物科学部支部の企画で、附属フィールド教育研究センター柳戸農場農機庫にてバーベキューを行いました。すべての支部から31名の組合員が参加しました。ご家族で参加の組合員も複数ありました。また、来賓として森脇学長、横山理事、福井理事の参加もありました（ご多忙の中、ありがとうございました）。

「ゲリラ豪雨」的な雨の中での開始となりました。焼肉、焼き野菜、焼きそばなどをつきつつ、盃を交わしながら、様々な話に花を咲かせました。お子さんもたくさん参加しており、スイカ割りといったイベントも行われました。日頃の組合活動をご家族にも知ってもらうよい機会になったのではと思われます。

締め挨拶は、次期中央執行委員長に執り行っていただきました。

最後に、今回の企画運営にご尽力いただきました、応用生物科学部支部の皆様、中でも農場職員の皆様に深く感謝いたします。

椎名貴彦（第34期中央執行委員長）



# 第35回定期大会の開催について

第34期中央執行委員長 椎名 貴彦

岐阜大学職員組合第35回定期大会を開催します。

各支部の代議員数は組合員5名につき1名です（端数切り上げ）。各支部で選出をお願いします。

- ・軽食を準備します。
- ・組合員はどなたでもオブザーバとして参加いただけます。
- ・代議員として出席希望の方は、支部役員にご連絡ください。

## 公 示

岐阜大学職員組合同規約第11条に基づき、  
下記の要領で第35回定期大会を開催します。

2018年9月7日  
岐阜大学職員組合第34期中央執行委員会  
中央執行委員長 椎名 貴彦

記

日時：2018年9月19日（水）午後6時より

場所：地域科学部第1会議室

議題：第34期活動報告  
第34期決算報告  
第35期活動方針案  
第35期予算案

以上